

■議案第12号 四万十町人材育成推進センター条例について

【要旨】

企画課の内部組織である人材育成推進室を分離させ、新たに本町の最重要課題である人材育成に特化した機関として、「四万十町人材育成推進センター」を設置するため、「四万十町人材育成推進センター」に係る条例を制定しようとするものです。

【理由】

昨年4月に最重要課題である今後のまちづくりを支える人材の育成に戦略的に取り組むため、企画課内に人材育成推進室を設置し、現在まで本町における人材育成の基本方針や具体的な実施計画の策定に取り組んできました。

また、昨年10月には農村地域活性化複合施設内に事務所を移転し、施設管理を含め人材育成の活動拠点づくりにも努めているところです。

今後は、人材育成の基本方針を踏まえた実施計画を効率的かつ効果的に進めるために、住民、行政、関係機関などの協働による多様な地域力を結集した体制づくりが必要となります。

このため、施設の有効活用を含めた人材の育成に関する事務及び事業の運営を効率的に進めることができる体制整備として、人材育成に特化した機関となる「四万十町人材育成推進センター」を設置し、より効率的かつ効果的に取り組もうとするものです。